

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
運用指針の改正について（概要）

令和4年4月

文化庁文化資源活用課
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
国土交通省都市局公園緑地・景観課

今回の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針（以下、「運用指針」という。）」の改正の概要を、以下のとおりお知らせします。

このたび、文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年法律第22号）の施行により、地方公共団体の条例に基づく文化財の登録制度が新設されました。

現行の「運用指針」では、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財として、地方公共団体指定の文化財を含む事項を記載することを定めています。

また、歴史的風致形成建造物に、地方公共団体指定の文化財を重複して指定することが可能であることを定めています。

今回改正する「運用指針」では、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要な文化財として、地方公共団体登録の文化財を含む事項を記載するものとして整理しています。

また、歴史的風致形成建造物に、地方公共団体登録の文化財を重複して指定することが可能であることを明示しています。

【改正の詳細】

○文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年法律第22号）の施行を踏まえた改正

・「地方公共団体指定文化財」等の修正

文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年法律第22号）の施行に伴い、地方公共団体の条例に基づく登録制度が新設されたため、本制度に基づく文化財（以下、「地方登録文化財」という。）を、歴史的風致維持向上計画の記載事項として整理。

… [3-1. 認定の手続等]

… [別添1 歴史的風致維持向上計画の構成例 第1章]

歴史的風致形成建造物に、地方登録文化財を指定可能であることを含め、歴史的風致形成建造物と地方登録文化財の関係性について明示。

… [4-2. 指定手続]

… [4-3. 届出・勧告等]

○その他の改正

・「国指定文化財」の修正

用語の適正化を実施。

… [3-1. 認定の手続等]

… [別添1 歴史的風致維持向上計画の構成例 第3章、第4章]